

2016年1月17日

日本眼科学会

山下英俊 理事長

「学校における色覚検査に関する見解について（依頼）」への抗議

日本色覚差別撤廃の会

会長 井上 清三

本会は、「色覚異常とされた者の有する能力が正当に評価され、その社会生活が向上すること」を目的とし、色覚の差異を持つ当事者の団体として、長年にわたり活動しています。

この度、貴会は「学校における色覚検査に関する見解について（依頼）」（以下「『見解』と表記）なる文章を都道府県・政令指定都市教育委員会に対し送付し、各学校において色覚検査を推進するよう依頼しています。また、一部の県では各学校宛に直接その文書とともにポスター『色覚検査のすすめ！』を送付している実態もあります。このポスターは、「色覚の異常の程度による業務への支障の目安」として多数の職種が列挙されたもので、その内容は根拠なき独断に満ちたものであり、色覚の差異に対する偏見を助長するポスターで当会から回収の要求をしているものです。私たちはかかる行為と『見解』の内容に対し強い憤りをもってあらためて抗議します。

学校が色覚検査の強制をすることになる

『見解』では、学校が検査希望調査表を保護者に配布し希望者を募ることを促しています。学校の健康診断は児童生徒が学校生活を支障なく送ることができるかどうかを把握することが目的です。2003年に健康診断の検査項目から色覚検査が削除された際にその理由として「色覚検査で異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきている」とされています。色覚の差異は本来そのようなものであり、健康診断の目的からも色覚検査は学校では必要ないものです。

保護者が自発的判断で個々に学校へ相談される場合には、学校は誠意をもってそれに応えていく。これがあるべき姿です。全員に希望調査表を配布し希望を募るというやり方は、「学校として実施する」ということがもつ強制力と集団がもつ同調圧力によって強制という歪な状況を生むことになり、保護者の希望を前提条件としている局長通知の趣旨からさえも程遠いものです。

色覚検査は遺伝子検査の性格をもっている

保護者が、検査を希望するかどうかの判断をするためには、色覚検査がどのような性格をもった検査であるのかを正しく丁寧に説明し納得の上で希望するかどうかを判断してもらうことが何より必要です。しかし『見解』によると各学校が活用するように依頼してい

る「希望調査書の例」の文中に色覚検査の肝心な性格についてはまったく触れていません。これでは意図的に本質を隠して「とにかく受けなさい」と言わんばかりの文章となっています。

色覚検査は遺伝子検査と同じ重みをもつ検査です。日本の社会では遺伝への偏見・差別や優生意識の根深さが、婚姻をはじめ様々な困難や不幸をいまだに招いているのが現状です。検査で「異常」という結果を突き付けられた当事者とその親は、職業選択のみならず様々ないわれなき重荷を背負うこととなります。色覚の差異は、母親の遺伝子をその男子が引き継ぐことから現れるものが大多数です。検査結果はそのことを明らかにすることとなります。

色覚検査は丁寧なインフォームド・コンセントと十分なフォローが求められる行為であり、そのことから専門医が医療機関において実施すべきものです。学校がその任を負うことは出来ません。私たちは、2003年の色覚検査削除の際に出された文科省「局長通知」は希望者とはいえ色覚検査を学校が実施する余地を残し、問題があるとして通知の撤回を要求してきました。それを放置してきたことが今日の状況を招いたものであり責任の一端は文科省にあります。一方、それに乗じて学校に実施を促す貴会の責任は何より重いものです。

「石原式色覚検査表」は学校で使用すべきでない

さらに、「希望調査書の例」において説明がなされていない重要なことは、検査結果の不確実性についてです。『見解』中で、検査で使用すべきと推奨されているのが「石原式色覚検査表Ⅱ コンサイス版」ですが、「石原式色覚検査表」は感度が過度に鋭敏なために、必要以上に「異常」として検出し、誤診も付きまといまいます。本来、色覚の眼科的診断は何種類もの検査機器等を使い、それに精通した専門家が実施した上で総合的に判断されるべきものです。

かつて色覚の差異のある当事者は「色の識別ができない」「間違っただけの色判断をする」と決め付けられ進学・就職の機会から排除されてきました。当時その選別の役割を担ったのが学校で義務づけられた色覚検査であり、使用された「石原式色覚検査表」です。

『見解』に添付された検査結果の「通知文例」を見ると、「問題はありませんでした」と「疑いがあるので眼科受診をすすめる」のどちらかと一方に○がついて保護者に通知されるという非常に粗雑なものです。後者に印をもらった保護者はこのような通知書を渡して終わりとする学校に、何を期待するのでしょうか。一人でこのことを抱え込み悶々と過ごすことになるのではないかと心配します。

以上、多くの問題を含む『見解』なるものによって色覚検査が教育現場に押しつけられようとしていることに対し強く抗議します。

なお、この抗議文は本会のホームページに近日中に掲載予定です。

2016年1月17日

日本眼科医会
高野 繁 会長

「学校における色覚検査に関する見解について（依頼）」への抗議

日本色覚差別撤廃の会
会長 井上 清三

本会は、「色覚異常とされた者の有する能力が正当に評価され、その社会生活が向上すること」を目的とし、色覚の差異を持つ当事者の団体として、長年にわたり活動しています。

この度、貴会は「学校における色覚検査に関する見解について（依頼）」（以下「『見解』と表記）なる文章を都道府県・政令指定都市教育委員会に対し送付し、各学校において色覚検査を推進するよう依頼しています。また、一部の県では各学校宛に直接その文書とともにポスター『色覚検査のすすめ！』を送付している実態もあります。このポスターは、「色覚の異常の程度による業務への支障の目安」として多数の職種が列挙されたもので、その内容は根拠なき独断に満ちたものであり、色覚の差異に対する偏見を助長するポスターで当会から回収の要求をしているものです。私たちはかかる行為と『見解』の内容に対し強い憤りをもってあらためて抗議します。

学校が色覚検査の強制をすることになる

『見解』では、学校が検査希望調査表を保護者に配布し希望者を募ることを促しています。学校の健康診断は児童生徒が学校生活を支障なく送ることができるかどうかを把握することが目的です。2003年に健康診断の検査項目から色覚検査が削除された際にその理由として「色覚検査で異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきている」とされています。色覚の差異は本来そのようなものであり、健康診断の目的からも色覚検査は学校では必要ないものです。

保護者が自発的判断で個々に学校へ相談される場合には、学校は誠意をもってそれに応えていく。これがあるべき姿です。全員に希望調査表を配布し希望を募るというやり方は、「学校として実施する」ということがもつ強制力と集団がもつ同調圧力によって強制という歪な状況を生むことになり、保護者の希望を前提条件としている局長通知の趣旨からさえも程遠いものです。

色覚検査は遺伝子検査の性格をもっている

保護者が、検査を希望するかどうかの判断をするためには、色覚検査がどのような性格をもった検査であるのかを正しく丁寧に説明し納得の上で希望するかどうかを判断してもらうことが何より必要です。しかし『見解』によると各学校が活用するように依頼してい

る「希望調査書の例」の文中に色覚検査の肝心な性格についてはまったく触れていません。これでは意図的に本質を隠して「とにかく受けなさい」と言わんばかりの文章となっています。

色覚検査は遺伝子検査と同じ重みをもつ検査です。日本の社会では遺伝への偏見・差別や優生意識の根深さが、婚姻をはじめ様々な困難や不幸をいまだに招いているのが現状です。検査で「異常」という結果を突き付けられた当事者とその親は、職業選択のみならず様々ないわれなき重荷を背負うこととなります。色覚の差異は、母親の遺伝子をその男子が引き継ぐことから現れるものが大多数です。検査結果はそのことを明らかにすることとなります。

色覚検査は丁寧なインフォームド・コンセントと十分なフォローが求められる行為であり、そのことから専門医が医療機関において実施すべきものです。学校がその任を負うことは出来ません。私たちは、2003年の色覚検査削除の際に出された文科省「局長通知」は希望者とはいえ色覚検査を学校が実施する余地を残し、問題があるとして通知の撤回を要求してきました。それを放置してきたことが今日の状況を招いたものであり責任の一端は文科省にあります。一方、それに乗じて学校に実施を促す貴会の責任は何より重いものです。

「石原式色覚検査表」は学校で使用すべきでない

さらに、「希望調査書の例」において説明がなされていない重要なことは、検査結果の不確実性についてです。『見解』中で、検査で使用すべきと推奨されているのが「石原式色覚検査表Ⅱ コンサイス版」ですが、「石原式色覚検査表」は感度が過度に鋭敏なために、必要以上に「異常」として検出し、誤診も付きまといます。本来、色覚の眼科的診断は何種類もの検査機器等を使い、それに精通した専門家が実施した上で総合的に判断されるべきものです。

かつて色覚の差異のある当事者は「色の識別ができない」「間違っただけの色判断をする」と決め付けられ進学・就職の機会から排除されてきました。当時その選別の役割を担ったのが学校で義務づけられた色覚検査であり、使用された「石原式色覚検査表」です。

『見解』に添付された検査結果の「通知文例」を見ると、「問題はありませんでした」と「疑いがあるので眼科受診をすすめる」のどちらかと一方に○がついて保護者に通知されるという非常に粗雑なものです。後者に印をもらった保護者はこのような通知書を渡して終わりとする学校に、何を期待するのでしょうか。一人でこのことを抱え込み悶々と過ごすことになるのではないかと心配します。

以上、多くの問題を含む『見解』なるものによって色覚検査が教育現場に押しつけられようとしていることに対し強く抗議します。

なお、この抗議文は本会のホームページに近日中に掲載予定です。